

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画の 策定をお手伝いします！

女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の義務付け対象が従業員101人以上の企業に拡大されました。100人以下の事業主は努力義務ですが、女性が働きやすい職場は、すべての従業員にとって働きやすい職場となり、多くの企業において、新規採用や就労継続、労働生産性の向上等に繋がっています。この機会に行動計画を策定しましょう。

▶ 行動計画を策定してみようと思ったけど...実際にやろうとしてみたとき、こんなことがネックになっていませんか？

- 行動計画を策定してみようかな？と思ったけど、具体的にどうするかわからない...
- 「行動計画策定支援ツール」の使い方や、実際に入力するデータはどれなのか確認したい。
- 行動計画を策定して、公表するにはどうしたらいい？
- せっかくだから、「えるぼし」を目指して取り組みたい。

そんなとき、 ご相談ください！

社会保険労務士が、直接お伺いしてアドバイス(無料)

お手元の各種データを確認しながら、行動計画の策定の手順など、相談に対して具体的なアドバイスをいたします。本事業にかかる費用は**無料**です。

対象企業
常時雇用する従業員100人
以下の市内企業

派遣場所
市内の事業所

派遣回数
1社につき年度内3回まで
(1回あたり2時間)

★出前相談は、行動計画策定のための課題分析に必要なデータ(女性の採用人数など)をご用意いただくことが前提となります。出前相談の実施にあたっては、データをご準備ください。

申込方法

裏面の「出前相談申込書」を下記あて郵送、FAXまたはEメールで提出してください。
申込書をもとに、本市が電話ヒアリングし、内容を確認のうえ実施を決定いたします。

お問い合わせ先

宇都宮市 市民まちづくり部 男女共同参画課
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
☎ 028-632-2346 FAX 028-632-2347
Mail u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp

申請書の書式データ(記載例含む)はこちらから
(市ホームページ)



行動計画について詳しくはこちらから
(市ホームページ)

